

# 災害ごみの処理方法(分け方・出し方)

台風や風水害の被害による災害ごみの処理方法についてお知らせします。

## 1 災害ごみとは → 「全壊」「半壊」「床上浸水」で被災した住宅等の片付けで発生したごみ



## 2 災害ごみの分け方 【※ 日常ごみ等を除きます。】

以下の4種類に分けてください (※被災により使えなくなったものに限ります。)

- ① 燃えるごみ → 被災時の浸水等により汚れた衣類など
- ② 燃えないごみ → 被災により破損した陶器や、汚れた布団・毛布など
- ③ 粗大ごみ → 被災により使えなくなった家具、畳など
- ④ 特定家電 → 被災により故障したテレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機・乾燥機



## 3 仮置き場とは → 多量に出た災害ごみを一時的に保管する場所



出典: 環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」



出典: 環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」



**⚠️ 住宅の前の道路脇やごみステーションには出さないで!**

【注意】 仮置き場の場所は、区長さんへ相談してください。(収集車両が入れる場所を地区で選ぶ。)  
仮置き場が決まったら、区長さんを通じ、清掃課へ連絡してください。  
収集まで数日かかるため、ごみの種類ごとに分別保管をお願いします。  
(分別の悪い混ざったごみがあると、さらに収集に時間がかかります。)

## 災害ごみの受入れ(自己搬入)について

災害ごみは、エコセンター番匠へ自分で持ち込むことが可能です。  
ごみの種類ごとに分別し、2トン車以下の車両で搬入してください。



※ 災害ごみの搬入時には、**身分証明書(運転免許証等)**、**罹災(りさい)証明など**を確認します。

### ■受入可能なごみ

#### 災害による浸水や損壊等で被害を受けたもの

例:浸水等により汚れたり壊れたりした生活用品(衣類、家具、電化製品など)  
強風や落下等により破損し使えなくなったもの

### ■受入できないもの

#### 建物の修繕やリフォーム改修・解体工事に伴う建築廃材

(※業者に依頼した場合は、産業廃棄物として処理しなければなりません。)

#### 災害とは関係のないごみ(捨てずに保管していた不用品など)

- ※ 災害に関係のないごみが出されると、処理が困難になります。
- ※ 通常の生活ごみ(生ごみ等)は、指定ごみ袋に入れ、収集日に家庭ごみの集積所に出してください。

### ■受入場所

場 所	エコセンター番匠 【☎22-5650】
住 所	佐伯市東浜1-38
受入時間	9時00分から16時まで(12~13時を除く) ※ 日曜日を除く。
その他	定期収集による日常生活ごみの処理を優先するため、 受入順序等の調整を行う場合があります。

【問い合わせ】 8:30~17:00[土・日・祝日を除く。]

- ① 出し方、分別 清掃課庶務係 ☎ 22-3984
- ② ごみの収集 東浜収集センター ☎ 23-2386
- ③ ごみの持込 エコセンター番匠 ☎ 22-5650